

令和3年度 緑区社会福祉協議会 事業方針

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、区社協事業の縮小や中止、コロナ禍における地域活動への支援等、これまで経験のない業務への対応が求められました。また、食支援をはじめとした生活困窮者の支援等についても、区社協が取り組むべき生活課題として期待され、そのことに応えるべく事業を進めてきました。

地域福祉保健計画の区計画、地区別計画については、令和3年度中の策定に向けて準備を進めることとなり、あらたに新型コロナウイルス対応等の情勢に合わせた計画の策定が求められます。

そのような新型コロナウイルスの影響は今後も続くことが予測される中、「一人ひとりの課題の対応し、住民を含む多様な主体との連携により総合的に支援するとともに、誰にも居場所や役割のある地域づくりを進めていく」ことを念頭に、事業等の目的が我々に求められている事か、今の状況に合致しているかを再確認あるいは修正し、地域の求めに応えられるよう各事業の取り組みを進めます。

令和3年度の前半は、整理・検討の期間とし、上記業務を推進するため、従前より課題となっている業務改善や区社協の基盤となる会員組織等について積極的に検討・実施するとともに、併せて、区社協事業等の情報発信の強化に努めます。

更に、法人事務の適正化等コンプライアンスの意識向上を図ります。

【 重点取組 】

1 地域の支えあい活動の充実

(1) 地区社協をはじめとした地域活動の推進

コロナ禍における地域活動の再開・発展に向けて、取り組みの提案や情報等の提供を通して活動の支援を更に進めます。

また、地域の活動を支援する地区社協が、その強みを活かせるよう地区社協分科会や各地区のヒアリング等を通じて、更に地区社協活動の理解を深め、ネットワークの拡がりを強めるよう支援します。

(2) 身近事業を基盤とした地域支援

制度の狭間であり、潜在化していると思われる生活困窮者等に向けた「食」を通じた支援を昨年度の実践を基に、取り組みを継続します。なお、この事業の実施にあたっては、民生委員・児童委員や地域ケアプラザ・区等とのネットワークによる推進を検討し、更に効果のある地域支援を図ります。

2 第4期地域福祉保健計画の策定

「みどりのわ・ささえ愛プラン」の協働事務局として、第4期の策定に向けて、区とともに進めます。

区域計画における区社協の役割は大きく、身近な地域での日常的な見守り体制づくり、成年後見の促進等権利擁護事業、支援が円滑にできる仕組みづくり等を進めていきます。

3 コンプライアンスの取り組み強化

寄付金や募金・利用料等、区社協で扱う現金の管理については現金管理のルールを遵守し、紛失や盗難の起かない職場環境とするとともに、事故や事務ミス防止に一層努めます。

また、法人事務についても引きつづき適正に執行します。

4 課題解決に向けた取り組み（令和3年度前半の重点取組）

(1) 業務改善に向けての検討

年々業務が拡大する状況を踏まえ、区社協に求められていることを見極め、限られた時間の中で業務を効率的かつ効果的に推進する方法を積極的に検討・実施します。

(2) 分科会活動の検討

区社協の基盤となる会員組織について、会員から求められる分科会活動とすべく分科会のあり方や種別、活動内容について検討します。

(3) 情報発信の検討

区社協業務等を積極的に周知するため、各媒体の活用について検討します。

Ⅰ 法人運営

【財源】会費・市社協補助金・年末たすけあい配分金・団体負担金・預金利子・福祉事業基金

予算 4,593 千円

社会福祉法に則り、組織および財務活動について透明性を確保し、信頼ある組織運営に努めます。

会員組織である強みを活かし、会員間相互の情報交換・連携強化や特定のテーマについての課題検討を図るために、継続して分科会を開催します。また、分科会の枠を超えた情報交換会等の開催などより効果的な分科会運営について検討・推進していくとともに、会費の活用方法についても検討します。

1. 理事会・監事会・評議員会

(1) 理事会 (年5回)

(2) 監事会 (年1回)

(3) 評議員会 (年4回)

2. 分科会活動

コロナ禍でも参加できるように、開催方法について検討します。また、本会HPに会員専用ページを設け掲示板で情報交換・情報提供等のやり取りできる仕組みを設けます。

(1) 地区社会福祉協議会分科会 (年4回)

①横浜市社協地区社協検討会との連動

地区社協について、市域で情報共有・検討する場へ参加し、分科会運営に活かします。

②研修会の実施

地区社協の役割や意義・強みを多くの地区社協役員・会員に伝えるため、全体での研修会や各地区への出前研修など様々な機会を通じて実施します。

(2) 福祉施設等分科会 (年3回)

①福祉施設間同士の災害支援共助の仕組みづくり

災害時の通信手段の不通を想定した、分科会施設間の回覧板実施訓練を実施します。

②施設同士の顔の見える関係づくり

分科会機能を活用し種別を越えた施設同士の交流を深める「ブロック会議」を開催します。

また施設職員による話し合いの場を設け、分科会として実施するイベントを企画します。【新規】

(3) ボランティア分科会 (年4回)

①ハーモニーふれあいまつり

ボランティア分科会登録団体とともに、来場者に対し、ボランティア団体のPRを行います。

②ミニ研修会

分科会員同士が相互に学び合い交流を深めるため、団体の活動を紹介する研修会を行います。

(4) NPO等分科会 (年6回)

NPO団体等の活動を広く区民に周知するイベントを開催します。

(5) 障害福祉当事者団体分科会 (年3回)

(6) 地区連合自治会分科会 (年2回)

(7) 民生委員児童委員分科会 (年1回)

3. 委員会

- (1) 緑区社会福祉大会実行委員会（年2回）
- (2) 緑区社会福祉大会顕彰委員会（年1回）
- (3) ボランティアセンター運営委員会（年1回）
- (4) 緑区ふれあい助成金・緑いきいき助成金運営委員会（年2回）
- (5) 評議員選任解任委員会（随時）

4. 会員促進事業

ボランティアセンターや移動情報センターを活用している施設、様々な会議や連絡会等に参加している団体の中で社協会員未加入の施設・団体に正会員加入を案内するとともに、資金面で社協事業を応援していただく賛助会員の拡大を図るため、新たに作成した社協リーフレット等を活用し、社協事業や会員メリットの周知に努めます。

5. 苦情解決の対応

ご意見箱や窓口等、あらゆる利用者からのご意見・苦情を要望として受け止め、常に利用者の権利擁護およびサービスの質の向上に努めます。

- (1) 迅速な苦情対応および防止策の検討
- (2) 利用者アンケートの実施、ご意見箱の設置と意見・回答の館内掲示
- (3) ヒヤリハットの取組推進

6. 情報公開

法人の定款、事業報告・決算報告、監事監査報告書および現況報告書等の内容を、区社協ホームページ、広報紙等を活用して広く公開します。

7. コンプライアンスの取り組み強化【重点】

現金の管理について、関連規程等を再確認し、現金管理のルールへの順守を徹底します。紛失や事故の起きない職場環境とするよう努めるとともに、他事業所で発生した事故等を検証し、事故や事務ミスへの防止に仕組み、万が一発生したことも想定した上で、連絡や対応の手順を再確認します。

また、個人情報について適切に取り扱い、情報収集や情報提供においても、定められたルールに基づき適正に対応します。

8. 業務改善への取組【重点】

業務改善への取組をさらに推進するため、従前より課題となっていることに対し、上半期に重点的に検討し実施します。【新規】

- (1) 業務の効率的かつ効果的に推進するための検討および取組の実施
- (2) 会員組織の見直しに向けた検討および今後のあり方等の提示
- (3) 区社協業務等の積極的な情報発信方法の検討および実施

// 広報啓発事業

【財源】区指定管理料・共同基金・年末たすけあい配分金

予算 2,891 千円

区内における地域福祉活動の理解促進のため、様々な機会・媒体を通して、区社協が実施する事業や団体の活動について発信します。

1. 啓発事業

(1) 緑区社会福祉大会の開催

緑区において社会福祉に功労のあった方、または社会福祉活動に協力援助された個人または団体に対する顕彰を行います。あわせて福祉活動の啓発や地域の福祉保健活動の推進のために、「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進状況や取組状況を周知します。

(2) 緑区民まつりへの参加

緑区民まつりに参加し、区社協事業および各団体の周知啓発等を行います。

(3) 「ハーモニーみどりふれあいまつり」による福祉活動の啓発

ハーモニーみどり内の施設で協力して「ハーモニーみどりふれあいまつり」を実施し、広く社協のPRを行います。また、ボランティア団体、障害者施設、各種団体の参加協力を得ることで、それぞれの活動の広報啓発の機会とします。

2. 広報紙の発行

幅広い世代に周知・広報できるよう、広報紙「社協だよりみどり」を「タウンニュース」へ掲載するとともに、公共施設や駅等で配架を行います（年2回）。

また、音声版を録音グループの協力のもと作成し、ホームページへ掲載します。【新規】

3. ホームページ等

ホームページ（随時更新）を活用し、社協事業やボランティア情報、地域の福祉活動など福祉情報を提供するとともに、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)をもちいた情報発信を進めます。

Twitterに加えYouTubeを活用し、記事の更新や動画の配信を行い、必要な情報が必要な人に届く仕組みづくりを進めていきます。【新規】

また、身体的制約や利用している環境に関係なく、利用しやすく、必要な情報が得られるように、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組みます。

*「ウェブアクセシビリティ」とは、「高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること」を意味します。

III 生活支援体制整備事業の推進

【財源】市社協委託料

予算 200 千円

高齢者一人ひとりが住み慣れた地域でなじみの関係を維持しながら安心して暮らし続けられるために、区役所や地域ケアプラザと一体的に各機関・団体等が連携・協力する体制づくりを進め、住民主体の地域づくりに向けた支援を進めていきます。

1. 多様な実施主体と連携した高齢者の生活を支える仕組みづくりの創出

NPO、民間企業や福祉施設など、多様な実施主体と連携しながら、高齢者の生活を支える仕組みや社会参加の機会を増やしていくための取組みを創出します。そのために生活支援コーディネーター連絡会の場等を活用し、区役所・地域ケアプラザとともに検討していきます。

また、引き続き「お散歩カフェ」の取組みを進めていきます。

*「お散歩カフェ」とは、地域の方々や施設等が運営する交流の場です。地域の方々が散歩の途中で気軽に集える昔の縁側のような居場所で、自宅の庭先やガレージの一角等で行われています。

2. 第2層生活支援コーディネーターの活動支援

地域ケアプラザの生活支援コーディネーターと一体となって、高齢者の閉じこもり防止や介護予防にもなる、身近な地域で行われている「交流・居場所」「生活支援」「見守り・つながり」等の地域活動の情報把握と活動支援を引き続き行います。さらに地域活動への参加の促しやインフォーマルサービスの情報提供として、Webによる情報発信を区役所・地域ケアプラザとともに進めていきます。

また、住民主体の地域活動の継続・発展や創出を目指した連携・協議の場を連合エリアや日常生活圏域で推進していただけるよう支援します。

3. 生活支援活動の拡充

生活支援に関わる地域活動に住民が参加し、地域の新たな担い手として活躍する人材発掘や育成のための研修会等を実施します。

IV 身近な地域のつながり・支えあい活動の推進

【財源】賛助会費・市社協補助金・共同募金・年末たすけあい募金配分金・善意銀行配分金・福祉事業基金果実

予算 2,025 千円

身近な地域や近隣での見守りやたすけあいなどの福祉活動を促進し、住民同士による「つながり」を活かした生活課題の早期発見・予防・解決の仕組み作りを進めます。また、推進にあたっては「みどりのわ・ささえ愛プラン」との関連性を意識し、地域団体や地域ケアプラザ等と連携し、地区特性に応じた支援を進めます。

1. 地域ケアプラザ等との連携

(1) 地域ケアプラザ等と一体的な地域支援

福祉に関する身近な相談機関・地域福祉の拠点として位置付けられている地域ケアプラザと連携して個別課題、地域課題を把握し、地域関係者と協働しながら課題解決を図ります。

また、地域ケアプラザ・区役所・区社協の三者が情報共有と検討を行う機会を定期的に設定することで、お互いの強みを活かした一体的な地域支援を進めていきます。

(2) 地域活動・交流コーディネーターおよび生活支援コーディネーターとの連携・協働

地区や区域の情報交換と共有を図るため連絡会を実施します（各年 12 回）。また、山下地域ケアプラザ開所に伴い、コーディネーターに求められる役割および目的の再確認など、研修実施をとおした人材育成を進めます。また、学校での福祉教育実施等、福祉に関する理解啓発の取組みをコーディネーターと連携し推進します。

(3) 地域ケア会議への参加

地域関係者と医療・保健・福祉の専門機関が会し、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備にあたっての課題解決を図るため、地域ケアプラザ等で開催される地域ケア会議に積極的に参加・協力します。

(4) 地域支援の展開

身近な地域での見守り・支えあいの仕組みを推進し、地域課題の早期発見から解決、予防の仕組みづくりを地域ケアプラザ等と協働で進めていきます。

また、個別の困りごとを地区社協や民生委員等の地域で活動する団体と共有し、自分達の地域にある様々な困りごとに対し、解決に向けた取組みを一緒に検討していきます。

2. 地区社協の支援【重点】

(1) 地域のボランティアセンター等の運営・活動支援

現在 4 地区で展開されている地区社協が主体となっている地区ボランティアセンターについて、継続して運営助成を行うとともに、地域ケアプラザ等と協力して支援を行います。また単位自治会やご近所同士でのたすけあいグループの把握と活動の支援を行います。

(2) 地区社協分科会の活性化による情報共有や課題検討の推進

分科会でのタイムリーなテーマ検討を通じた情報共有・課題検討の場づくりを推進します。また各地区に出向き、地区社協の役割や意義・強み等を伝える出前研修を実施し、地区社協がもつネットワークを活かした取組みが推進されるよう支援します。

(3) 地区社協運営支援の強化

「地区社協のてびき」をもとに、地区社協が地域の福祉協議体としての強みを活かして、自治会単位やご近所での見守り・支えあい活動を推進できるよう、必要な研修の実施や役割の明確化など運営強化に係る支援を進めます。また、全地区社協を対象としたヒアリングや区社協との情報交換会の実施など積極的な支援を行います。

(4) 新規取組への財源助成による支援

地区社協が中心となって推進する地域課題解決に向けた新たな取組みに対して、新規事業立ち上げ資金助成等を通して支援体制の充実を図ります。

3. 制度の狭間で支援主体が見つげにくい課題への支援・解決のしくみづくり

(1) 一人ひとりの困りごとに向き合う相談体制の推進

生活困窮世帯、目に見えない障害など、現行の制度に繋がりにくく、孤立しがちな様々な困りごとに対し、地域や関係機関と連携し、地域課題として解決の検討に向かうよう取組みを進めます。

(2) 生活困窮者等への「食」を通じた生活支援【重点】

民生委員・児童委員や地域ケアプラザ等、区役所と連携をしながら、生活困窮者（世帯）等へ「食」を通じた生活支援を行うとともに、地域の中で「孤立しない・孤立させない」見守り支えあいの地域づくりを進めます。

- ①区社協・地域ケアプラザ等相談支援機関を窓口とした緊急・一時的な食支援の実施
 - ②「ぺこぺチケット(※)」を利用できる協力店舗の拡大
 - ③地域での見守りささえあいづくりを目的としたひとり親家庭等へ支援
 - ④区地域振興課等と連携し、区民への啓発を目的としたフードドライブの実施
 - ⑤活動を応援してくれるサポーター企業・団体「ぺこぺこサポーター」の募集
 - ⑥集まった食品の仕分け等を行う「ぺこぺこボランティア」の活動機会の拡大
- (※)「ぺこぺこチケット」：お弁当等と引き換えができる食支援のチケット

V 緑区地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」の推進【重点】

【財源】共同基金・年末たすけあい配分金

予算 1,115 千円

「地区別計画」と「区計画」を柱とする第4期計画策定に向けて区役所と協働事務局として取り組み、自治会や地区社協をはじめとする地域の方々や、地域ケアプラザ等の関係機関と協力して計画を推進します。また関係機関と連携し地区支援チームの活性化を図ります。

1. 地区支援チーム会議の開催

地区における取組みを住民が主体となって推進していけるよう、区役所・地域ケアプラザなど・区社協で地区ごとの支援チームを構成し、支援チーム会議を開催します。

チーム会議での課題別シートの活用、会議の効率化、質の向上を図ります。

2. みどりのわ・ささえ愛プラン地区別計画の推進支援

各地区の福祉保健に関する課題解決に向けた地区別計画推進委員会の開催を支援するとともに、地区別計画推進事業費の助成（1地区5万円）を行います。

3. みどりのわ・ささえ愛プラン推進・策定委員会の開催

第4期計画策定に向け、「みどりのわ・ささえ愛プラン」推進・策定委員会を開催します。

4. 緑区社会福祉大会における啓発活動（再掲）

社会福祉大会にて「みどりのわ・ささえ愛プラン」重点テーマに関わる福祉活動の啓発、推進状況や取組状況等を広く周知します。

5. みどりのわ・ささえ愛プランのPR強化

「みどりのわ・ささえ愛プラン」のPR強化のため、パネル展示、通信の発行等を通して、広く区民に周知します。

VI 緑区福祉保健活動拠点の管理・運営

【財源】区指定管理料・利用料

予算 15,815 千円

指定管理者として、区内で自主的に福祉保健活動を行っている団体に対して活動の場を提供するとともに、地域・団体との関係性の構築を図るほか、情報の提供や様々な団体の意見を反映した管理運営に努めます。

1. 活動の場の提供を通じた区内の福祉保健活動の活性化

区内の福祉保健活動団体への活動の場の提供、利用促進、団体の活動支援を通して区内の福祉保健活動の活性化を図ります。また、拠点利用については利便性向上のため、部屋の空き情報を定期的に提供し、利用促進に向けて、広く広報、周知に努めます。

2. 利用調整会議の開催

拠点利用団体を対象として利用調整会議を開催し、拠点利用団体間の交流を図り、使いやすい拠点運営を行います。開催方法については、オンライン等の活用を検討します。

3. 利用者アンケートの実施

利用者の声を拠点運営に活かすために、利用者アンケートを実施します。アンケート実施結果については、拠点内に掲示をするなど広く周知し、寄せられたご意見については、より快適な拠点運営の参考とします。

4. ご意見箱の設置と対応

拠点内にご意見箱を設置し、広く利用者の声を随時受け止める体制を整えます。寄せられたご意見については、対応改善方法を検討・実施するとともに、回答を拠点内に掲示します。

5. 施設の維持管理

備品設備の修繕・整備を行い、快適に利用できるよう施設の維持管理を行います。

VII ボランティア活動の推進

【財源】区指定管理料・共同募金配分金・参加費

予算 684 千円

区内のボランティア活動の充実を図るため、相談調整を進めるとともに、地域の福祉活動の担い手の発掘や育成に取り組みます。また、コロナ禍においてもつながり続けることを大切にし、ボランティア講座や活動調整の際には感染防止に留意しながらコーディネートを進めます。

学校や企業・地域に対し、福祉に関する理解が促進されるよう、福祉教育・啓発活動に取り組みます。

1. ボランティアに関する相談・紹介・人材育成

地域ケアプラザ等をはじめとした地域の身近な福祉の相談機関や区社協の各種事業を通して把握した個別の生活の困りごとについて、相談者にとって身近な地域のボランティアによる支援を調整し、住民同士の支えあいにつなげます。

また、施設間ネットワークを活用した幅広いボランティア活動を促進し、趣味活動団体等の活動内容を活かしたボランティアの紹介を行うなど、地域活動や福祉分野のボランティア活動へつながるコーデ

ィネートを進めます。ボランティアセンターに新規登録したボランティアには、タブレットを活用し、ボランティア活動のイメージが持てるよう、よりわかりやすい説明を行います。

2. ボランティア研修事業

(1) 地域や区域のニーズに応えるボランティアの育成・支援

昨今のニーズの個別化が進む背景を踏まえ、地域や区域のボランティア情報やボランティアニーズに基づいたボランティア支援を行います。また、手話入門講座を開催し、聴覚障害者を支援するボランティアの養成や、傾聴や生活支援に関するボランティア依頼が多いことから、傾聴講座などニーズに即したボランティア講座を実施します。加えて、活動するボランティアの親睦・情報交換を目的とする交流会を開催し、ボランティア活動を支援します。

(2) 地域につながるボランティア人材の養成

既存のボランティア団体と協力し、新たなボランティア活動希望者が団体活動に対するイメージを持つことができ、活動希望者とボランティアがつながるボランティア入門講座を実施します。

3. ボランティアに関する情報提供

(1) 様々な情報媒体・機会を活用した情報発信

「社協だよりみどり」の紙面を活用したボランティアセンターからのお知らせの発行（年2回）、タウンニュースへの情報掲載、ホームページやTwitterでのボランティア情報提供を行います。また、ハーモニーみどり来館者に向けて、団体の活動内容を紹介するコーナーを作ります。【新規】

(2) アクティブシニア向け広報紙の発行

退職者や退職を控えた等のアクティブシニアに向けて、すでに活動しているボランティア活動者の紹介等、地域活動に興味や関心を深めてもらうための広報紙を昨年度に引き続き発行します。

4. 福祉教育・啓発の推進

(1) 学校および地域における福祉教育・啓発に係るコーディネートおよび実施

小・中・高校および地域からの福祉教育・啓発に関する相談に応じ、講師の紹介・派遣、福祉体験機材の貸出等、希望に沿った内容を提案しコーディネートします。また、事業実施については、地域ケアプラザの地域活動・交流コーディネーターと協働で進めます。

(2) 企業における福祉教育・啓発に係るコーディネートおよび実施

企業で実施する社員向けの福祉教育・啓発に関する相談に応じ、講師の紹介・派遣、福祉体験機材の貸出等、希望に沿った内容を提案しコーディネートします。

(3) 当事者団体や関係機関と連携した福祉教育・啓発の実施

障害当事者による福祉教育・啓発を推進するため、当事者団体や関係機関等と連携し取り組みます。

Ⅷ 福祉ニーズのある方への支援

【財源】市補助金・市社協委託料・県社協委託料・共同募金・年末たすけあい配分金・利用料

予算 16,906 千円

個別の困りごとに対応するため、あんしんセンター、移動情報センター、送迎サービス、生活福祉資金貸付についての相談や支援を行います。また、個別の困りごとに対応だけでなく、そこから見えてくる課題等を関係機関と連携し、地域でのつながり支えあいの取組みを推進します。

1. 障害者福祉関係事業

(1) 緑区地域自立支援協議会への参加

緑区地域自立支援協議会に参加し、区内の障害福祉関係施設・団体・事業所等の顔の見える関係を築きます。

(2) 障害者の地域生活支援

障害者の地域生活を支援するため、みどりのこかげ（緑区障がい者後見的支援室）と連携するとともに、地域での見守り役である「あんしんキーパー」の発掘を支援します。

(3) 障害者理解の促進

福祉教育・啓発や地区社協支援等を通して、障害理解が促進される取組みを進めます。障害当事者・家族・地域活動者が参加し、災害・防災をテーマにした「防災座談会」をモデル実施します。【新規】

2. 児童福祉・子育て支援に関わる事業

(1) 児童虐待防止に関する連絡会等への参加

児童虐待防止を目的として区役所が開催する連絡会等に参加し、関係機関との情報・課題共有を図ります。また社協事業を通じて得た地域課題について発信し、積極的に地域や関係機関の取組みへと繋げていきます。

(2) 子育て支援連絡会・子育て支援者交流会への参加

区民が子育てをしやすくなるよう、支援者同士のネットワークや子育て支援連絡会や交流会に参加します。

(3) 学習支援・子どもの居場所・こども食堂等に対する活動支援

学習支援や子どもの居場所・こども食堂等を行うボランティア団体の活動に対する活動支援や、地域で新しく活動を立ち上げる団体への支援を、区役所や地域ケアプラザ等の関係機関と行います。

3. 高齢者福祉関係事業

(1) 高齢者福祉に係る団体への支援

「緑区ふれあい助成金」や「善意銀行配分」を通して、高齢者食事サービス団体や高齢者サロン、地区リハビリ団体等の活動を支援します。

(2) 認知症理解に係る地域活動への協力

地域が主体となって行っている認知症の理解・啓発事業、認知症カフェなどの取組みについて、地域ケアプラザや区役所等と協働で支援します。

4. あんしんセンター事業・市民後見人活動支援事業

(1) 日常生活自立支援事業の実施

日常的な金銭管理などが困難な高齢者や障害者を対象に福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス、預金通帳など財産関係書類等預かりサービスを提供します。契約者本人の意思に基づいて、地域での生活を支えられるよう区役所や地域ケアプラザ等関係機関と連携し支援します。また、個別ケースから地域課題を関係機関と検討することで、ニーズを抱えた方たちの発掘につなげるとともに、契約者の地域生活を支えるネットワークを広げます。

(2) 成年後見制度利用促進に向けた取組み

成年後見サポートネット（区協議会）事務局として、区役所と協力し、区内の成年後見制度の利用促進を図ります。地域ケアプラザをはじめ関係機関や地域関係者と協力し、区域の相談機関のスキルアップと連携の仕組みづくりに取り組みます。

また、地域や施設等での出張説明会の開催や SNS 等による発信を行うことで、あんしんセンター事業および成年後見制度利用促進につなげます。

なお、あんしんセンター事業の契約者については、必要に応じて関係機関と連携を図りながら成年後見制度への移行を進めます。【新規】

(3) 市民後見人の活動支援

横浜市市民後見人バンク登録者への継続した活動支援を市あんしんセンター、区役所、地域ケアプラザ、専門職（弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士）等と協力して行います。また、市民後見人分科会事務局として、分科会を企画・実施し、バンク登録者のスキルアップを支援します。

5. 移動情報センター事業

(1) 相談調整

障害児・者の移動支援に関する相談対応や、様々なサービスの情報提供・ボランティアなどの調整を行います。

対応の難しいケースについては、学校・区役所等の関係機関や地域関係者等とケースカンファレンスを行うなど、生活全般の支援に結び付くようコーディネートを行います。

(2) 情報発信と潜在している福祉ニーズの掘り出し

①「緑区移動情報センター通信」の発行（年1回）

関係機関や地域関係団体・ボランティア等に対して、事業や移動支援に関する情報を発信します。

②関係機関への事業説明および周知

個別支援学級や特別支援学校の教員や保護者向けに事業説明を行い、潜在しているニーズの掘り出しを行います。

(3) 関係機関との連携強化

①移動情報センター推進会議の開催（年4回）

移動情報センター推進会議にて、ケース検討や情報共有、運営についての協議を行います。

②移動支援事業所のヒアリング実施（3事業所）【新規】

情報共有や連携を図るため、移動支援事業所にヒアリングを行います。

(4) 横浜市ガイドボランティア事業における事務取扱の実施

横浜市ガイドボランティア事業における事務取扱を行い、身近な地域でのボランティアコーディネートを促進するとともに、ガイドボランティアの円滑な活動を支援します。

①ガイドボランティアの発掘

ガイドボランティアの利用に関する相談に応じ、地区社協、民生委員等に働きかけを行い、ガイドボランティアの発掘を行います。

②ガイドボランティア支援

対応が難しいケースについて情報共有する場を設け、ガイドボランティアが活動しやすいよう支援を行います。

③ガイドボランティア交流会の開催（年1回）

ガイドボランティア同士のネットワークづくりや情報交換のため、研修会や交流会を開催します。

(5) 保護者への支援【新規】

支援対象者の保護者同士のネットワークづくりや情報交換のため、交流会を開催します。（年1回）

6. 横浜市外出支援事業サービスおよび送迎サービス事業

(1) 外出支援サービスの実施

市社協からの委託により、車イス利用者等の移動困難な介護保険対象者等に、福祉車両による送迎サービスを実施します。

(2) 送迎サービスの実施

外出支援サービスの対象とならない移動困難な障害のある方等を対象に、福祉車両等による送迎サービスを実施します。

なお、他の送迎サービス事業の状況等も踏まえ、引き続き外出支援サービス・送迎サービス事業における社協の役割の見直しを進めます。

7. 生活困窮者等支援事業

(1) 生活福祉資金貸付事業の実施

低所得・高齢・障害などの理由で一時的に資金が必要な世帯に、貸付を通して自立支援を行います。(総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・生活支援資金・臨時特例つなぎ資金等)

(2) 区生活支援課と連携した相談支援

緑区役所生活支援課(生活困窮者自立支援事業に位置づけられた自立支援相談等)と連携し相談者の生活の立て直しや経済的な自立に向けた支援を行います。支援にあたっては関係機関や地域関係者、食支援を行う団体と連携します。

(3) 生活福祉資金貸付後の継続した自立支援

民生委員・児童委員の協力を得て、借受人の状況を把握する機会を増やすとともに、貸付金の返済が長期に渡り滞納しないよう連絡調整等を行います。

(4) 生活困窮者等への「食」を通じた生活支援(再掲)

区社協独自の取組みとして、民生委員・児童委員や地域ケアプラザ、区役所等と連携をしながら、生活困窮者(世帯)等へ「食」を通じた生活支援を行うとともに、地域の中で「孤立しない・孤立させない」見守りささえあいの地域づくりを進めます。

8. 災害援護事業

(1) 災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営体制の整備

感染症予防対策を含め、大規模災害発生時における緑区災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営のため、体制や役割を確認し、区役所と協力した運営訓練を実施します。(年1回)

(2) 災害ボランティアセンターおよび地域ナビゲーターの普及・啓発

災害ボランティアセンターの機能や役割について普及・啓発を進めます。また、発災時に被災者や地域防災拠点からの依頼を災害ボランティアセンターに繋ぐ役割を期待する「地域ナビゲーター」を増やしていくための研修等を実施します。

(3) 災害被災者見舞金の交付

火災等の災害被災者に、見舞金を交付します。

IX 共同基金配分事業

【財源】市社協補助金・共同基金・年末たすけあい配分金

予算 20,106 千円

区内の地域福祉団体の活動支援を行うため、共同基金等を財源とした各種団体への助成を行います。
また、配分を通じ、助成団体の活動状況の把握、分析を行うとともに、助成団体からの活動や運営に関する相談にも対応します。

1. 共同基金配分事業

赤い羽根共同基金を財源とした助成金（緑区ふれあい助成金・緑いきいき助成金）を配分し、区内の地域福祉団体への支援を行います。配分にあたっては透明性を高めるため助成金運営委員会にて配分を決定します。また、新規立ち上げ団体の申請は随時受付を行い、新たな活動を開始する団体への迅速な支援を行います。てびきや申請書類などを本会 HP 上に掲載し、申請団体の利便性の向上を進めていきます。

2. 年末たすけあい基金配分事業

地域の皆さんから寄せられた募金をもとに、各地区の要援護者支援事業や高齢者食事サービス団体、地域リハビリ活動団体等に適切な配分を行います。申請受付方法を変更し、配分を希望する団体を広く募ります。

X 善意銀行事業

【財源】善意銀行寄付金

予算 1,350 千円

善意銀行寄託金品受入を推進するため、事業のPRに努めていきます。また、企業等に寄託金の協力を依頼します。

1. 寄付の受入と配分

区民の皆さまから善意銀行へご寄付いただいた金品を、ボランティアセンター運営委員会の審議を経て、区内・地域で小規模な活動をしている団体や施設等に対して備品の購入・修繕に関する整備費や運営費などとして、地域福祉推進のために適切な配分を行います。

また、遺言書を作成してご自身の財産の受取人やその配分先を指定できる遺贈による寄付も受け付けていきます。

2. 寄付文化の醸成への取組・寄託者増に向けた工夫やPR

寄付者（団体）に対しては、広報紙等への寄付者（団体）名の掲載や社会福祉大会での表彰を通じて感謝の意を表します。また、区内の寄付・配分に関する寄付報告書を作成し、寄託者の増加に向けPRをするとともに、寄付文化の醸成を目指します。

XI 各種福祉関係団体の事務局運営・協力

【財源】各団体による

各種福祉関係団体の事務局を担うことにより、団体との連携を進めるとともに、事務の効率化を推進し、各団体の活動を支援します。

- (1) 神奈川県共同募金会緑区支会
- (2) 日本赤十字社神奈川県支部横浜市地区本部緑区地区委員会
- (3) 神奈川県薬物乱用防止指導員協議会緑区支部
- (4) 緑区保護観察協会
- (5) 緑区“社会を明るくする運動”推進委員会
- (6) 緑保護司会
- (7) 緑区更生保護女性会
- (8) 緑区戦没者遺族会